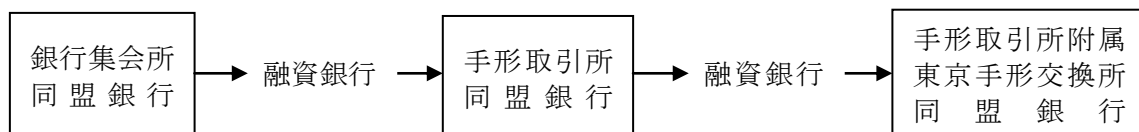


## 明治期の銀行業界団体

### 第3回「東京手形交換所、全国手形交換所連合会」

手形交換所の設立は大阪が早く、すでに明治12年12月1日、大阪交換所として業務を開始していたが、東京では翌13年10月、銀行集会所内に集会所同盟銀行である16行が為替業務普及のため為替取引所を新設し、各地宛の為替取引組みをなしたにすぎなかった。しかし政府も手形取引を奨励する主旨から15年12月に「為替手形約束手形条例」を發布して手形使用者を保護したので、16年9月20日、為替取引所を廃止し、手形の売買をなす目的をもって銀行集会所同盟銀行中の有志銀行21行により「手形取引所」を設置した。19年になると、松方大蔵卿の紙幣整理が完了して正貨の兌換が開始されたことと相まって、小切手・手形の取引はようやく増加するにいたった。こうして20年12月1日、この手形取引所同盟銀行中の16行は、まず実際の便宜を目標として簡易な方法で手形の交換を行なうことを決め、米国ニューヨーク手形交換所の規則を参考に規則を作り、手形取引所の付属として「東京手形交換所」を創設した。

この関係を図示するとつぎのとおりである。



ここにいう同盟組織はのちの組合組織と同性質のものである。また東京手形交換所に関する重要問題はすべて銀行集会所の定式集会で決められた。

しかし、このときの交換所制度は当時中央銀行のない米国の制度を参考にしたため、交換差額の決済には種々の不便があった。明治23年6月にいって日本銀行の当座勘定取扱手続きが改正され、日本銀行で振替決済する便法が実施されたのを機会に交換規則を改正した。従来の手形取引所およびその付属の東京手形交換所は24年2月28日限り解散し、新たに客員として日本銀行の参加を得て「東京交換所」（このとき名称から「手形」の2字をのぞいた。）が新設され、24

年3月1日から東京銀行集会所内において交換を開始した。ロンドン手形交換所の制度にならい交換差額は日本銀行の振替勘定をもって決済することにし、また組合銀行は一切の手形を必ず交換所に持ち出し、直接取立ては厳禁することとした。このとき現在の手形交換所の形態が確立したのである。

当時の組織は、東京銀行集会所同盟銀行中の有志銀行が東京交換所組合銀行となっていた。まだ集会所内の組織であったが、このときから交換所組合銀行の総会が設けられ決議機関となった。その後、東京交換所は逐年発達し、明治32年には加盟行は34に達した。ここにおいて交換所業務を東京銀行集会所の一部としておくよりも、むしろ独立して発展をはかる方がよいとの要望が強くなり、ついに33年8月1日、銀行集会所規程改正を機に集会所から分離独立するにいたった。明治21年、1,228万円にすぎなかった東京手形交換高は、明治33年にはその約120倍の14億円になっていたのである。

交換所独立後は、それまで銀行集会所がもっぱら行なっていた銀行業発達のための諸協定事務も取り扱い、また政府に対して建議を行なうようになった。ついで明治35年12月8日には東京交換所組合銀行の定式集会において、東京交所は大阪、京都、神戸、横浜、名古屋の各地交換所に照会状を發し、各地交換所連合会を開催すべきことを決定した。各地の交換所も発展し、手形交換の問題や代金取立手形取扱いに関する問題を共通議案として討議する気運が熟したからであった。

こうして明治36年3月20日、第1回各地交換所組合銀行連合会を東京銀行集会所に開き、新たに連合会規約を制定し、「本会ハ交換所組合銀行聯合会ト称シ（第1条）、手形交換及經濟上ニ関スル利害得失を談論審議シ、併セテ各交換所組合銀行ノ交誼ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス（第2条）」、また、「本会ハ毎年1回之ヲ開クモノトス。但シ本会ノ庶務ハ各地交換所ニ托シ、輪次年番ヲ設ケテ之を整理セシメ、其ノ開会時期及会場ハ年番交換所ニ一任ス（第3条）、本会々議ノ會長ハ当日出席者中ヨリ之ヲ選挙スルモノトス（第6条）」とした。この規約に見られるように連合会は（昭和15年の規約改正までは）常設機関ではなく、各地交換所に参加している組合銀行の大会としての性格が強く、事務は開催地手形交換所が担当した。連合会が発足した当初の趣旨はたんに手形交換業務上の打合せとその向上発展をはかることに重点があったが、回を重ねるにつれて、討議事項は一般銀行業務の改善事項から、さらに国家の財政經濟に関する事項

にまで及んだ。

たとえば、連合会の決議事項をみると、第1回（明治36年東京）、納税に小切手を使用する件ほか2案、第2回（37年東京）、政府勘定に厘位を廃するの件ほか2案、第3回（38年東京）、公債利札交換開始の件、第4回（39年東京）、各地交換所の不渡手形制裁を一定する件などから、明治41年の第6回（大阪）には、国債に関する特別調査委員会を交換所に設置する件が可決され、さらに問題となった日露戦中、戦後の国債整理に関しては、特別調査委員会の検討に基づいて7項目の建議を政府に行なった（41年8月）。この建議は政府を動かし、翌42年度の予算編成では、新計画は公債財源に依存しないこと、増税によらないで公債の償還を行なうことが決められた。43年の第8回（名古屋）には、商法改正を要すべき事項を各地交換所連合して調査する件が可決され実施をみている。このときの調査も商法改正問題に有効な建策となった。

連合会は発足以来、毎年原則として春季に開催し、昭和17年5月に金融統制会が発足するまで36回に及び、加盟交換所数も昭和16年3月末には61に達した。また連合会に引き続き開催される懇親会には内閣総理大臣、大蔵大臣、日本銀行総裁等を招待するのを例とし、秋季に開催される関西銀行大会とともに銀行界と政府当局者との意思疎通の場として重要な役割をはたした。連合会の名称は発足時の交換所組合銀行連合会から、大正9年4月22日の規約改正により、**手形交換所連合会**となった。組合銀行の提案はこのときから各地交換所を経由することにし、交換所単位に重点が移ったが、普通銀行唯一の全国的組織としての機能をしだいにもつようになったのである。昭和15年4月18日の規約改正で常設機関としての**全国手形交換所連合会**となった。連合会代表には、常任委員として明石照男（東京手形交換所理事長）、加藤武男（東京銀行集会所会長）、中根貞彦（大阪手形交換所事務理事）の3名が選ばれ、日常事務の処理に常務理事（東京手形交換所事務理事が就任）をおいた。しかし、金融統制の強化とともに自主的な活動はできなかった。

さて、東京交換所は日露戦中の明治37年3月5日に**戦時経済調査委員会**を設け、銀行業務上の参考にするため財政経済調査を始めた。この調査委員会は日露戦争後においては戦後経済調査委員会として存続し、発足以来45回の会合を重ねて40年10月に閉会したが、戦中・戦後の財政経済について貴重な報告書を作成している。戦後経済調査委員会の解散にともない、さらに一般経済を研

究する経済調査会を発足させてはどうかという意見が多く、40年12月10日の東京交換所定式集会においてその設置が決まった。この調査会は交換所固有業務以外の諸問題を広範に扱い、昭和20年6月、東京手形交換所が日本銀行に吸収されるまで存続した。

大正時代に入ってから東京交換所の活動としては、欧州大戦中、経済界の発展から銀行業務が複雑化したため大正8年1月、諸証書文例標準規程を作り銀行業務の合理化をはかったこと、9年2月、銀行営業時間を協定したこと、10年8月、手数料徴収規程を作り銀行業の体制を固めたこと、一般問題としては5年10月、補助貨幣増発に関する陳情、9年5月、銀行合併の手續関係法規改正に関する建議、国債の市場維持に関する建議、11年4月、減債基金復活に関する建議、などがあげられる。

大正12年9月1日の関東大震災から、昭和初期の恐慌、さらに戦時経済への移行という激動期においても、東京交換所は東京銀行集会所と一体となって金融界安定のために努めた。まず震災後の経済界の安定については、13年11月、手形交換所連合会の名において、財政の緊縮断行と外国為替の暴落対策を政府に要望した。

ついで昭和2年4月、経済界は恐慌に陥ったため、集会所、連合会は共同して日本銀行の徹底した救済融資の断行、日本銀行の損失に対する国家補償の2点を政府に申し入れた。また、同年12月、東京手形換所（後述のごとく大正14年に東京交換所を東京手形交換所と改称）は大阪手形交換所と協議し、紳士協約として「銀行業務改善申合事項」を決定し、翌3年1月1日から新銀行法施行と時を同じくして実施した。

この申合せは、主として銀行の債権保全を目的とする措置を内容としたが、銀行業務改善に関する事項も含まれ、漸次各地に普及した。3年10月には金解禁即時断行の建議、7年5月には資本の海外逃避抑制に関する申合せ、11年9月の税制改革に対する建議など重要な動きをしている。

また昭和14年9月には前記の経済調査会を母体として、さきの日露戦争時代にならい、戦時経済特別調査委員会を設け『戦時経済特別調査報告書』上下2巻（17年5月刊行）を作成した。

ところで東京交換所は、銀行が任意に設立した共同施設であって、法律はなんら規定するところではなかったが、明治44年の改正商法はオーストリア、ドイ

ツの小切手法にならい、わが国でも手形交換所における小切手の支払呈示に関し、法律上の保障を与えることになった。東京交換所は 44 年 12 月 2 日、商法第 534 条の 2 に基づき司法大臣指定の手形交換所となった。

その後、大正 14 年 12 月 4 日に東京交換所を「東京手形交換所」と改称し、交換所規則を大幅に改正したが、さらに翌昭和元年 12 月 27 日には従来の任意組合組織を社団法人組織とした。明治 44 年の司法大臣指定を機に各地手形交換所のうち従来ただ「交換所」の名称を付していたものも「手形交換所」に改称し、漸次名称は統一された。

社団法人東京手形交換所に加入して、「社員」となることができるものは「東京銀行集会所の社員にして預金利子協定に加盟し日本銀行と当座勘定のあるもの」（定款第 8 条）に限られた。もっとも東京銀行集会所に加入していることという条件は、明治 33 年に東京交換所が独立して以来、昭和 20 年に解消するまで一貫した条件であった。

以 上

本稿は、『銀行協会 20 年史』（編集者：銀行協会 20 年史編纂室、発行所：全国銀行協会連合会、社団法人東京銀行協会、発行年月日：昭和 40 年 11 月 30 日、該当箇所：9～12 頁）の東京銀行集会所に関する記事を抜粋したものです。なお、引用者において、記事に登場するキーワードを「四角囲い」にしています。